

西宮市地域防災計画及び水防計画の主な修正案（概要）

1 災害対応体制と職員動員配備の強化

- ・これまでの地震を主とした災害対応体制と職員動員配備を見直し、新たに風水害に特化した災害対応体制と職員動員配備を新設
- ・効率的かつ合理的に職員を動員配備できるよう、これまでの全職員一律に同じ防災指令を発令するのではなく、災害状況に応じて局毎に異なる防災指令を発令できるよう修正

2 避難勧告等の発令基準を見直し

- ・河川洪水及び土砂災害に係る避難勧告等を迅速かつ円滑に運用できるよう、発令基準を気象情報等、河川水位や降雨量等の定量的情報、現地状況等から、多角的に判断できるよう修正

3 土砂災害に関する警戒避難体制の充実

- ・土砂災害防止法及び土砂災害防止対策基本指針の改正を踏まえ、次の項目を新設
 - ①土砂災害に関する情報の収集及び伝達等に関する事項
 - ②避難場所、避難経路に関する事項
 - ③土砂災害避難訓練の実施に関する事項
 - ④災害時要援護者利用施設への情報伝達方法の構築
 - ⑤危険区域内にある災害時要援護者利用施設の名称及び住所の抽出

4 河川洪水対策の充実

- ・地域の社会経済活動や広範なサプライチェーンの確保を目的として、大規模工場等の事業者自らの浸水防止対策を促すため、対象とする大規模工場等の基準を市条例により定義し、名称及び住所を抽出し、地域防災計画へ表記する。
〔地域防災計画に表記した施設は、避難確保計画や浸水防止計画の作成、避難訓練又は浸水防止対策訓練、自衛組織等の設置が努力義務（地下街のみ義務）として課せられる〕
- ・上記の大規模工場等や災害時要配慮者利用施設、地下街への情報伝達方法の構築

5 緊急車両等の交通確保を強化

- ・災害対策基本法の改正に伴い、災害時の放置車両や立ち往生した車両等により、緊急車両等の通行に著しく支障をきたす際の対応として、道路管理者による移動等に関する措置命令及び道路管理者自らによる措置を新設

6 災害に応じた安全な避難場所・避難所の整理

- ・津波や土砂災害等の際、住民が災害想定区域内にある避難所に避難した結果、かえって危険が生じた事例があったことを踏まえて、災害対策基本法が改正され、避難場所又は避難所の指定等に関して、異常な現象の種類毎に、安全な避難場所又は避難所を指定し、住民等に周知することとなったため、災害別に使用条件（制限条件）を、次のとおり整理する

- ①災害時又は災害のおそれがある際の、一時的な緊急避難先である「指定緊急避難場所」は屋外と屋内の施設に分け、災害別に使用条件を整理
- ②災害後に避難生活を行う「指定避難所」は、屋内の指定緊急避難場所に準じて、使用条件を災害別に整理
- ③その他、各避難所等の座標情報として、消防庁が使用する「Nコード」と自衛隊が使用する「UTMポイント」を追記

7 その他

時点修正や軽微な修正及び訂正